

平成23年度 経営コース 消費税 を受講して

都留市 産業建設部

水資源活用課 下水道担当 森嶋昭人

下水道事業者は他の民間事業者と同様に、下水道利用者から下水道使用料と合わせて徴収した消費税を国に納める義務を負っています。そのため、一般の事業者と同様に消費税の確定申告を行い消費税の納付を行う義務があります。

今回の研修では、消費税制度の基本的な仕組み、地方公共団体等の特例、申告から納税に当たっての注意点、予算と決算との関係まで他の自治体の事例を交えて分かりやすく説明が行われました。

下水道事業者による消費税の処理については、法令への理解不足や前例踏襲により、全国的に処理の誤りが発生し問題となっています。国税当局においてもそのような状況をふまえて下水道事業者への対応が強化されているとのことです。そのため消費税の事務担当者は、消費税法について理解し、適切な税額計算を行う必要があります。

研修の中で特に重要であり公共団体に特有であった点は、特定収入の取り扱いです。一般の事業者は消費者から預かった消費税から仕入等の際に収めた消費税を控除し、その差額を収める方式をとっています。しかし国、地方公共団体は使用料以外の対価性の無い収入により事業が賄われているため、特例により控除額の調整計算が必要になります。この調整計算はわかり難い論点ですが、根拠法令や、事例を交えて丁寧に解説を行ってくれたため、より理解を深めることが出来ました。

この研修に参加したことにより、研修の直後に行った消費税の申告から納税をスムーズに行うことができ、また、いくつかの改善点もみつけることができました。

最後に消費税については近年納税者の関心が高まっており、今後改正も見込まれています。下水道事業者も一納税者として適切に納税義務を果たすために、この研修は有意義であり、今後も適宜参加する必要がある研修であると感じました。また下水道事業団の研修は、全国から下水道担当者が集まり、研修のテーマはもちろんのこと、それ以外の通常の業務についても、情報交換を行うことができます。このようなメリットもありますので、より多くの担当者が参加したほうが有意義ではないかと感じました。